※　市町村立高等学校の通学区域規則は、各市町村教育委員会で定めているが、本手引においては、北海道立高等学校通学区域規則と同様の扱いをして支障が生じない市町村立高等学校について、北海道立高等学校通学区域規則の別表に、★印を付して掲載している。
　なお、札幌市立高等学校については、本手引130ページに記載している照会先を参照すること。

●北海道立高等学校通学区域規則

（平成16年１月16日教育委員会規則第１号）
［最終改正］令和６年11月13日教育委員会規則第11号改正

北海道立高等学校通学区域規則をここに公布する。

北海道立高等学校通学区域規則

北海道教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第１項の規定に基づき、北海道立高等学校通学区域規則（昭和56年北海道教育委員会規則第12号）の全部を改正するこの教育委員会規則を制定する。

（通学区域）

第１条　北海道立高等学校（以下「高等学校」という。）の全日制の課程（単位制による全日制の課程を含む。以下同じ。）の普通教育を主とする学科への就学（転学若しくは編入学又は転籍若しくは転科による場合を含む。以下同じ。）に係る通学区域（以下「学区」という。）は、別表のとおりとする。

２　高等学校の全日制の課程のうち普通教育を主とする学科以外の学科、定時制の課程及び通信制の課程への就学に係る通学区域は、それぞれ、道内全域とする。

３　外国に長期間滞在し、かつ、帰国後の期間が短期間である者及びこれに準ずる者（以下「帰国子女等」という。）の北海道札幌国際情報高等学校の普通教育を主とする学科への就学に係る通学区域は、第１項の規定にかかわらず、道内全域とする。

（就学すべき高等学校）

第２条　高等学校の全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学しようとする者（以下「就学希望者」という。）が就学すべき高等学校は、前条第３項に規定する場合を除き、別表の右欄に掲げる地域の区分に応じ、その保護者（就学希望者に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）をいう。以下同じ。）の住所の存する地域を学区とする同表の当該左欄に掲げる高等学校とする。

（学区外就学）

第３条　毎学年の初めにおける第１学年（単位制による全日制の課程の第１年次を含む。以下同じ。）の入学の場合において、就学すべき高等学校以外の高等学校に就学しようとする就学希望者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の範囲内で、道内のいずれかの高等学校に就学することができる。

(1) 保護者の住所の存する地域の学区以外の学区（石狩学区を除く。）の高等学校へ就学しようとするとき　その高等学校の全日制の課程の普通教育を主とする学科のうち、普通科については当該学科の生徒の募集人員に100分の10を、普通科以外の学科については当該学科の生徒の募集人員に100分の20をそれぞれ乗じて得た数

(2) 石狩学区以外の学区に保護者の住所の存する場合で、石狩学区の高等学校へ就学しようとするとき　その高等学校の全日制の課程の普通教育を主とする学科の各学科の生徒の募集人員（以下「普通教育を主とする学科の募集人員」という。）にそれぞれ100分の５を乗じて得た数

(3) 前２号の場合において、その高等学校の全日制の課程の各学科の生徒の募集人員の合計が120人以下であるとき　前２号の規定にかかわらず、普通教育を主とする学科の募集人員にそれぞれ100分の50を乗じて得た数

第４条　次の各号に該当するときは、就学希望者は、第２条の規定にかかわらず、当該各号に定める高等学校に就学することができる。

(1) へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）により指定されている３級以上のへき地学校の設置されている地域に保護者の住所が存するとき又は保護者の住所が存する地域が同法により指定されている３級以上のへき地学校の設置されている地域から２級以下のへき地等学校若しくはへき地等学校以外の学校の設置されている地域に変更となった場合で、当該変更のあった日の属する年度から起算して３年度を超えない期間内にあるとき　道内のいずれかの高等学校

(2) 前号の場合を除き、就学すべき高等学校への通学に極めて困難な地域に保護者の住所が存する場合で、他の高等学校に就学することが相当と認められるとき　道内のいずれかの高等学校

(3) 就学すべき高等学校の学区の境界の付近に保護者の住所が存する場合で、交通その他の事情により隣接する学区の高等学校に就学することが相当と認められるとき　隣接する学区の高等学校

２　前項第２号又は第３号の規定により就学しようとする就学希望者は、教育長の指定する期日までに、就学しようとする高等学校の校長（以下「校長」という。）に対し、隣接学区等就学承認申請書（別記第１号様式）を提出しなければならない。

３　前項の申請があったときは、校長は、速やかに、承認又は不承認の決定を行い、隣接学区等就学承認（不承認）通知書（別記第２号様式）により、就学希望者に対し、その旨を通知しなければならない。

第５条　高等学校の全日制の課程の普通教育を主とする学科の生徒の保護者の住所に変更があった場合においては、当該生徒が現に就学している高等学校に引き続き就学することができる。

（補則）

第６条　第１条第３項に規定する帰国子女等の範囲は、教育長が定める。

２　保護者の住所が道外に存する者の就学について必要な事項は、教育長が定める。

附　則（抄）

この教育委員会規則は、平成17年４月１日から施行し、同日に高等学校の第１学年に入学する者に係る就学から適用する。

附　則（令和６年11月13日　教育委員会規則第11号）

この教育委員会規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表石狩学区の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第１条関係）

左　欄		右　欄
学区名	就学すべき高等学校	通学区域
空知南学区	北海道夕張高等学校 北海道岩見沢東高等学校 ★北海道岩見沢緑陵高等学校 北海道長沼高等学校 北海道栗山高等学校 北海道月形高等学校	夕張市　岩見沢市　美唄市　三笠市　南幌町　由仁町　長沼町　栗山町　月形町
空知北学区	北海道芦別高等学校 北海道滝川高等学校 ★北海道滝川西高等学校 北海道砂川高等学校 北海道深川西高等学校	芦別市　赤平市　滝川市　砂川市　歌志内市　深川市　奈井江町　上砂川町　浦臼町　新十津川町　妹背牛町　秩父別町　雨竜町　北竜町　沼田町

石狩学区	北海道札幌東高等学校 北海道札幌西高等学校 北海道札幌南高等学校 北海道札幌北高等学校 北海道札幌月寒高等学校 北海道札幌啓成高等学校 北海道札幌北陵高等学校 北海道札幌手稲高等学校 北海道札幌丘珠高等学校 北海道札幌西陵高等学校 北海道札幌白石高等学校 北海道札幌東陵高等学校 北海道札幌南陵高等学校 北海道札幌東豊高等学校 北海道札幌真栄高等学校 北海道札幌あすかぜ高等学校 北海道札幌稲雲高等学校 北海道札幌英藍高等学校 北海道札幌平岡高等学校 北海道札幌白陵高等学校 北海道札幌国際情報高等学校 北海道江別高等学校 北海道野幌高等学校 北海道大麻高等学校 北海道千歳高等学校 北海道恵庭南高等学校 北海道恵庭北高等学校 北海道北広島高等学校 北海道北広島西高等学校 北海道石狩南高等学校 北海道当別高等学校	札幌市　江別市　千歳市　恵庭市　北広島市　石狩市　当別町　新篠津村
後志学区	北海道小樽潮陵高等学校 北海道小樽桜陽高等学校 北海道寿都高等学校 北海道蘭越高等学校 北海道倶知安高等学校 北海道岩内高等学校	小樽市　島牧村　寿都町　黒松内町　蘭越町　ニセコ町　真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町　共和町　岩内町　泊村　神恵内村　積丹町　古平町　仁木町　余市町　赤井川村

胆振西学区	北海道室蘭栄高等学校 北海道室蘭清水丘高等学校 北海道登別青嶺高等学校 北海道伊達開来高等学校	室蘭市　登別市　伊達市　豊浦町　壮瞥町　洞爺湖町
胆振東学区	北海道苫小牧東高等学校 北海道苫小牧西高等学校 北海道苫小牧南高等学校 北海道白老東高等学校 北海道厚真高等学校 北海道追分高等学校 北海道鵡川高等学校 北海道穂別高等学校	苫小牧市　白老町　厚真町　安平町　むかわ町
日高学区	北海道富川高等学校 北海道平取高等学校 北海道静内高等学校 ★北海道えりも高等学校	日高町　平取町　新冠町　浦河町　様似町　えりも町　新ひだか町
渡島学区	北海道函館中部高等学校 北海道函館西高等学校 北海道南茅部高等学校 ★市立函館高等学校 北海道上磯高等学校 北海道松前高等学校 ★北海道知内高等学校 北海道七飯高等学校 北海道八雲高等学校 北海道長万部高等学校	函館市　北斗市　松前町　福島町　知内町　木古内町　七飯町　鹿部町　森町　八雲町　長万部町
檜山学区	北海道江差高等学校 北海道上ノ国高等学校 ★北海道奥尻高等学校	江差町　上ノ国町　厚沢部町　乙部町　奥尻町　今金町　せたな町
上川南学区	北海道旭川東高等学校 北海道旭川西高等学校 北海道旭川北高等学校 北海道旭川永嶺高等学校 北海道富良野高等学校 北海道鷹栖高等学校 北海道上川高等学校 北海道東川高等学校 北海道美瑛高等学校 北海道上富良野高等学校 ★北海道南富良野高等学校	旭川市　富良野市　鷹栖町　東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町　美瑛町　上富良野町　中富良野町　南富良野町　占冠村　幌加内町

上川北学区	北海道士別翔雲高等学校 北海道名寄高等学校 北海道美深高等学校	士別市　名寄市　和寒町　剣淵町　下川町　美深町　音威子府村　中川町
留萌学区	北海道留萌高等学校 北海道羽幌高等学校 北海道天塩高等学校	留萌市　増毛町　小平町　苫前町　羽幌町　初山別村　遠別町　天塩町
宗谷学区	北海道稚内高等学校 北海道浜頓別高等学校 北海道枝幸高等学校 北海道豊富高等学校 北海道礼文高等学校 北海道利尻高等学校	稚内市　猿払村　浜頓別町　中頓別町　枝幸町　豊富町　礼文町　利尻町　利尻富士町　幌延町
オホーツク中学区	北海道北見北斗高等学校 北海道北見柏陽高等学校 北海道北見緑陵高等学校 北海道常呂高等学校 北海道美幌高等学校 北海道津別高等学校 北海道訓子府高等学校 北海道佐呂間高等学校	北見市　美幌町　津別町　訓子府町　置戸町　佐呂間町
オホーツク東学区	北海道網走南ケ丘高等学校 北海道網走桂陽高等学校 北海道清里高等学校	網走市　斜里町　清里町　小清水町　大空町
オホーツク西学区	北海道紋別高等学校 北海道遠軽高等学校 北海道湧別高等学校 北海道興部高等学校 北海道雄武高等学校	紋別市　遠軽町　湧別町　滝上町　興部町　西興部村　雄武町
十勝学区	北海道帯広柏葉高等学校 北海道帯広三条高等学校 北海道帯広緑陽高等学校 北海道音更高等学校 北海道上士幌高等学校 北海道鹿追高等学校 北海道芽室高等学校 北海道大樹高等学校 北海道広尾高等学校 北海道幕別清陵高等学校 北海道本別高等学校 北海道足寄高等学校	帯広市　音更町　士幌町　上士幌町　鹿追町　新得町　清水町　芽室町　中札内村　更別村　大樹町　広尾町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町　足寄町　陸別町　浦幌町

釧路学区	北海道釧路湖陵高等学校 北海道釧路江南高等学校 北海道阿寒高等学校 北海道釧路東高等学校 ★北海道釧路北陽高等学校 北海道厚岸翔洋高等学校 ★北海道霧多布高等学校 北海道弟子屈高等学校 北海道白糠高等学校	釧路市　釧路町　厚岸町　浜中町　標茶町　弟子屈町　鶴居村　白糠町
根室学区	北海道根室高等学校 北海道別海高等学校 北海道中標津高等学校 北海道標津高等学校 北海道羅臼高等学校	根室市　別海町　中標津町　標津町　羅臼町

備考　次の表の左欄に掲げる高等学校への就学に係る通学区域には、当分の間、同表の当該右欄に掲げる地域を含むものとする。

左　　欄		右　　欄
空知南学区	北海道岩見沢東高等学校 ★北海道岩見沢緑陵高等学校	新篠津村
	北海道月形高等学校	新篠津村　浦臼町
石狩学区	別表（第１条関係）石狩学区の項における就学すべき高等学校	南幌町
	北海道札幌あすかぜ高等学校	小樽市銭函１丁目から５丁目まで　同市星野町　同市春香町　同市見晴町　同市張碓町　同市桂岡町
	北海道北広島高等学校 北海道北広島西高等学校	長沼町
胆振東学区	北海道追分高等学校	千歳市協和　同市幌加　同市新川　同市東丘　由仁町川端　栗山町字滝下
渡島学区	北海道長万部高等学校	黒松内町字黒松内　同町字旭野　同町字中里　同町字豊幌　同町字西の沢　同町字歌才　同町字東栄　同町字大成　同町字東川　同町字白炭　同町字熱郛　同町字西熱郛原野　同町字チョポシナイ　同町字大谷地　同町字婆沢　同町字赤井川　同町字白井川　同町字観音岱　同町字五十嵐　同町字中ノ川　同町字添別　同町字目名
檜山学区	北海道江差高等学校 北海道上ノ国高等学校 ★北海道奥尻高等学校	八雲町熊石泉岱町　同町熊石折戸町　同町熊石相沼町　同町熊石館平町　同町熊石泊川町　同町熊石黒岩町　同町熊石見日町　同町熊石鮎川町　同町熊石大谷町　同町熊石平町　同町熊石畳岩町　同町熊石根崎町　同町熊石雲石町　同町熊石鳴神町　同町熊石西浜町　同町熊石関内町

留萌学区	北海道留萌高等学校 北海道羽幌高等学校 北海道天塩高等学校	幌延町
オホーツク中学区	北海道常呂高等学校	オホーツク東学区の通学区域欄に掲げる地域
オホーツク東学区	北海道網走南ケ丘高等学校 北海道網走桂陽高等学校 北海道清里高等学校	北見市常呂町
道内のいずれかの高等学校		函館市恵山岬町　同市元村町　同市富浦町　同市島泊町　同市新恵山町　同市絵紙山町　同市新八幡町　同市新浜町　同市銚子町　神恵内村　占冠村　中川町　幌加内町　遠軽町下白滝　同町旧白滝　同町白滝　同町上白滝　同町奥白滝　同町白滝天狗平　同町白滝支湧別　同町白滝北支湧別　同町白滝上支湧別　同町東白滝　日高町字日高　同町字千栄　同町字富岡　同町山手町　同町松風町　同町本町東　同町本町西　同町栄町東　同町栄町西　同町宮下町　同町新町　同町若葉町　同町字三岩

別記第１号様式（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

隣接学区等就学承認申請書

北海道　　高等学校長　様

就学希望者　住　所
　　氏　名
保　護　者　住　所
　　氏　名

次の理由により、北海道立高等学校通学区域規則第４条第１項第２号又は第３号による就学を希望しますので、申請します。

（理由）

（注）「理由」の欄には、就学をしなければならない理由及び当該高等学校への就学を希望する理由を詳しく記入すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番縦型とする。

別記第２号様式（第４条関係）

文　書　番　号
令和　　年　　月　　日

様

北海道　　高等学校長
（氏　　名）印

隣接学区等就学承認（不承認）通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった就学については、承認します（承認できません）。

（注）承認されたときは、入学願書にこの通知書を添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番縦型とする。